



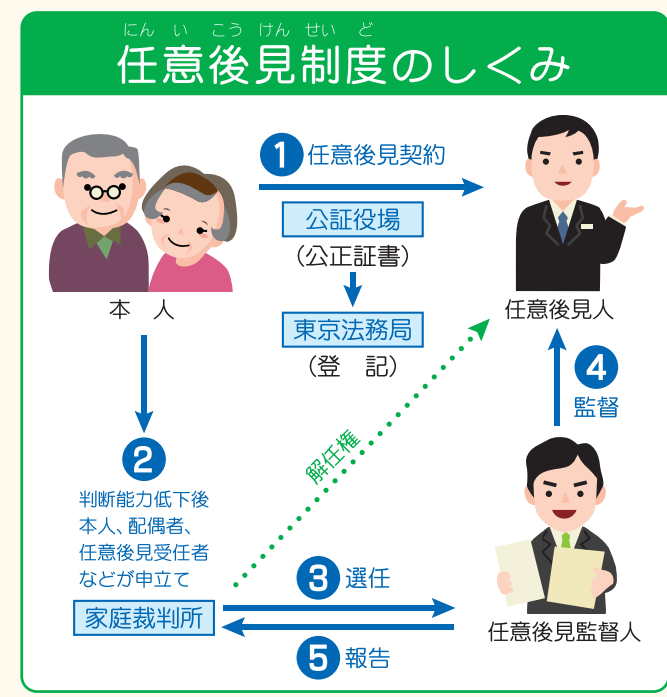
生活を支え、財産を守るための 成年後見制度

成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

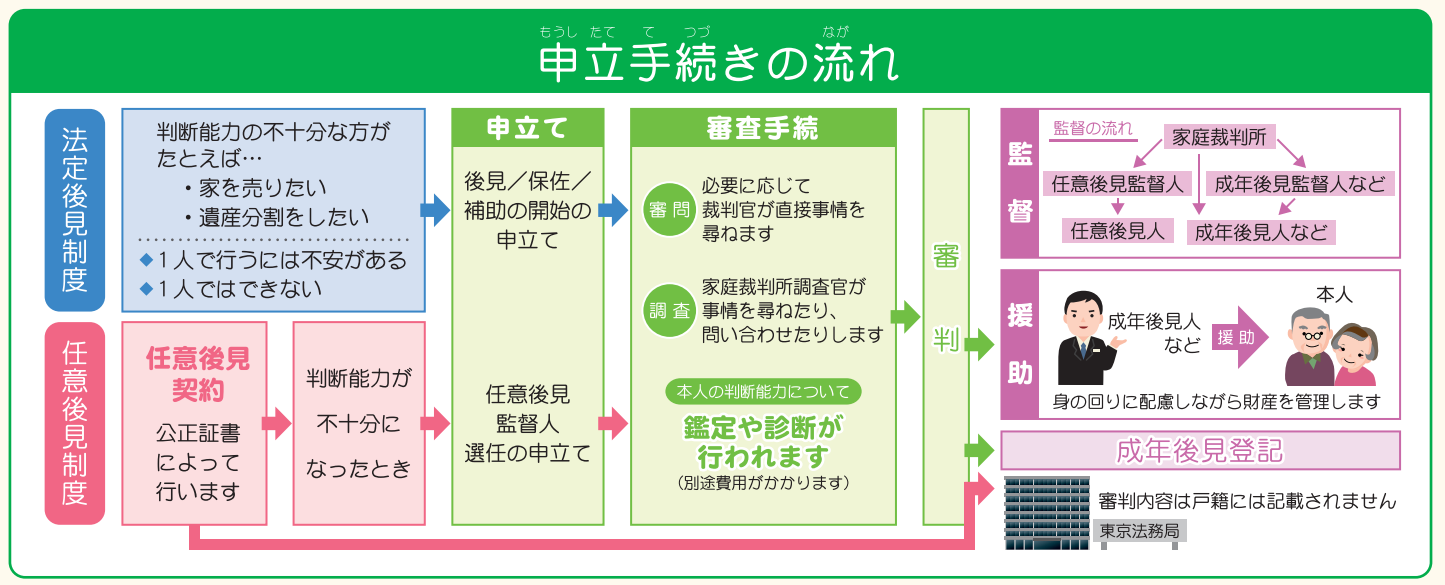
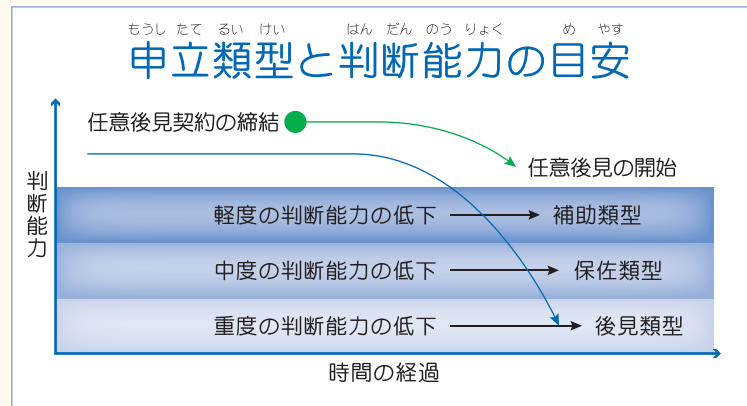
判断能力が不十分になる前に 任意後見制度

本人の判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備え、任意後見人となる人と支援してもらう内容について契約し、公証役場で公正証書を作成しておきます。実際に本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が選任する任意後見監督人のもとで任意後見人による支援を受ける制度です。



判断能力が不十分になってから 法定後見制度

本人の判断能力が不十分な状態にある場合に、本人または配偶者、四親等内の親族や市町村長等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者(成年後見人・保佐人・補助人)に選任する制度です。また、支援者を監督する監督人が選任されることもあります。



成年後見制度に関する問い合わせ先

■成年後見制度の申立受付・相談

管 轄 区 域		
千葉家庭裁判所	千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市	043-333-5321
市川出張所	市川市・船橋市・浦安市	047-336-3002
佐倉支部	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡	043-484-1244
一宮支部	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡	0475-42-3531
松戸支部	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市	047-313-0153
木更津支部	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市	0438-22-3774
館山支部	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470-22-2273
八日市場支部	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・東金市・山武市・大網白里市・多古町・山武郡	0479-72-1371
佐原支部	旭市(旧干潟町のみ)・香取市・神崎町・東庄町	0478-52-3040

■成年後見人等の紹介、手続支援、相談等

千葉県弁護士会高齢者・障害者支援センター	043-227-8431
社団法人成年後見センター・リーガルサポート 千葉県支部	043-301-7831
千葉県社会福祉士会・成年後見センター「ばあとなあ千葉」	043-238-2866
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	043-221-4192
千葉県税理士会成年後見支援センター	043-242-6323

■任意後見契約について 千葉公証役場 043-224-1408
■成年後見登記について 東京法務局民事行政部後見登録課 03-5213-1360

千葉県後見支援センター

(社会福祉法人千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター2F

■TEL 043-204-6012 ■FAX 043-204-6013

■E-mail smile@chibakenshakyo.com

[受付時間] 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

[アクセス] ■JR総武線「千葉」駅下車、千葉都市モノレール「ちば」駅乗り換え「市役所前」駅下車、徒歩2分
■JR京葉線「千葉みなと」駅下車、徒歩7分